

実際の判決書（決定書）	ウェブサイト	頁	行
棄却する	棄却する。	1	2
本刑に算入する	本刑に算入する。	1	3
社会的立法である。	社会的立法である。	1	20
裁判長裁判官塚崎直義	裁判長裁判官塚田直義	3	10
次の通りである。	次の通りである。	3	12
これに適合する	これを適合する	4	5
ものだとはいえない。	ものだとはいえない。	4	18
一項で保障している	一項で保障してる	5	5
要するに、現今	要するに現今	5	21
運輸等の如き	運搬等の如き	6	13
規定ではなく、	規定では、なく、	6	16
あるとも思うよつて	あるとも思うよつて	7	1
処である其の結果	処である。其の結果	7	6
財産を所有せざる	財産を所有せざる	7	13
違反行為が無くなり、	違反行為が益くなり、	8	16
公の福祉の為め無きを得ない	公の福祉のため無きを得ない	8	19
寛和されなければいけない	寛和されなければいけない	8	22
食糧管理法の全般（同法中	食糧管理法の全般「同法中	10	20
以上若くは	以上若しくは	11	2
第一条を見れば、「	第一条を見れば「	12	9
到達せざるをえない。	到達せざるをえない。	12	22
国家から或る	国家か或る	13	4
自由権的基本人権	自由的基本人権	13	5
物質的の能力又は手段	物質的の能力は手段	13	14
規定を設け、「すべて	規定を設け「すべて	13	19
国家は、自力を以て	国家は、自力を以て	13	20
努めなければならない。』と	努めなければならない。』と	13	24
義務あることを定めた	義務あることを定めた	14	3
ことからしても	ことからしても	14	3
法律ではあるが、国民	法律ではあるが国民	14	15
昭和二十三年	昭和二十三年	16	21
九月二十九日	九月二十九日	16	21